

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人岩見沢光明舎
令和5年（2023年）1月1日制定

1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を拒むものである。当法人では、安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全職員において身体拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者支援に努める。

また、サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととする。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会などで検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記の3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得て身体拘束を行う。

また、身体拘束を行う場合は、個別支援計画等への記載及びその状況についての経過記録の整備、モニタリングを行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

＜3要件＞

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の手法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

＜身体的拘束に該当する具体的な行為＞（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3. 身体拘束等の適正化のための具体的な取り組み

（1）身体拘束等適正化委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施のため、身体拘束等適正化委員会（以下、「適正化委員会」という。）を設置する。

また、適正化委員会は、虐待防止委員会との一体的な運営とすることとし、適正化委員会の構成員は、虐待防止委員とする。

委員会開催の回数は、年1回以上とし、虐待防止委員会開催と同時に開催するものとする。

身体拘束等の適正化に関する検討事項としては、主に下記のとおりとする。

- ・身体拘束等の実施状況に関する事項
- ・3要件の確認
- ・身体拘束に関する職員への意識啓発
- ・職員研修に関する事項
- ・その他身体拘束等に関する事項

なお、適正化委員会において検討した内容は記録し、結果については、職員への周知徹底を行う。

4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を行っている場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で身体拘束の適正化に向けた確認（3要件の具体的な再検討等）を行う。

5. 身体拘束発生時の基本方針

本人又は他の利用者の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもとを行う。

(1) 3要件の確認

切迫性・非代替性・一時性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を行わない。

(2) 身体拘束の取扱い

緊急やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、管理者、サービス管理責任者等の判断のもと行う。

また、身体拘束を行った場合は、必ず適正化委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

(3) 身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載する。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・拘束の時間帯・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6. 利用者、家族等に対する本指針の閲覧

本指針は、利用者またはご家族等が閲覧できるよう、法人内において掲示するとともに、法人ホームページへ掲載する。